

熊本県告示第45号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第3項の規定により、次のとおりその要領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から起算して、2週間公衆の縦覧に供する。
なお、利害関係人で臨港地区の区域の案が同条第2項の規定に適合しないと認めるものは、縦覧期間の満了の日までにその事実を具して国土交通大臣に申し出ることができる。
平成15年1月24日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 臨港地区の区域の案
宇土郡三角町大字三角浦、大字波多及び大字登立の一部
- 2 臨港地区の区域の案の縦覧場所
熊本県庁土木部港湾課、熊本県宇城地域振興局土木部維持管理課、三角町役場建設課及び大矢野町役場建設課

熊本県告示第46号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第3項の規定により、次のとおりその要領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から起算して、2週間公衆の縦覧に供する。
なお、利害関係人で臨港地区の区域の案が同条第2項の規定に適合しないと認めるものは、縦覧期間の満了の日までにその事実を具して国土交通大臣に申し出ることができる。
平成15年1月24日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 臨港地区の区域の案
熊本市河内町舟津及び小白の一部
- 2 臨港地区の区域の案の縦覧場所
熊本県庁土木部港湾課、熊本県熊本土木事務所管理課及び熊本市建設局西部土木センター河内出張所

熊本県告示第47号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第3項の規定により、次のとおりその要領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から起算して、2週間公衆の縦覧に供する。
なお、利害関係人で臨港地区の区域の案が同条第2項の規定に適合しないと認めるものは、縦覧期間の満了の日までにその事実を具して国土交通大臣に申し出ることができる。
平成15年1月24日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 臨港地区の区域の案
芦北郡田浦町大字小田浦の一部
- 2 臨港地区の区域の案の縦覧場所
熊本県庁土木部港湾課、熊本県芦北地域振興局土木部維持管理課及び田浦町役場建設課

熊本県告示第48号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第3項の規定により、次のとおりその要領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から起算して、2週間公衆の縦覧に供する。
なお、利害関係人で臨港地区の区域の案が同条第2項の規定に適合しないと認めるものは、縦覧期間の満了の日までにその事実を具して国土交通大臣に申し出ることができる。
平成15年1月24日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 臨港地区の区域の案
天草郡五和町大字鬼池の一部
- 2 臨港地区の区域の案の縦覧場所
熊本県庁土木部港湾課、熊本県天草地域振興局土木部維持管理課及び五和町役場建設課

熊本県告示第49号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第3項の規定により、次のとおりその要領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から起算して、2週間公衆の縦覧に供する。
なお、利害関係人で臨港地区の区域の案が同条第2項の規定に適合しないと認めるものは、縦覧期間の満了の日までにその事実を具して国土交通大臣に申し出ることができる。
平成15年1月24日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 臨港地区の区域の案
天草郡有明町大字大浦の一部
- 2 臨港地区の区域の案の縦覧場所
熊本県庁土木部港湾課、熊本県天草地域振興局土木部維持管理課及び有明町役場建設課